

第80回労務委員会、第147回労働法研究会
神奈川における労働基準監督行政の取組みについて



神奈川労働局労働基準部監督課長の黒部恭志氏より、昨年度の監督指導の結果と今年度の労働基準監督行政の重点事項等を解説いただいた。

神奈川労働局の平成23年度の監督指導状況

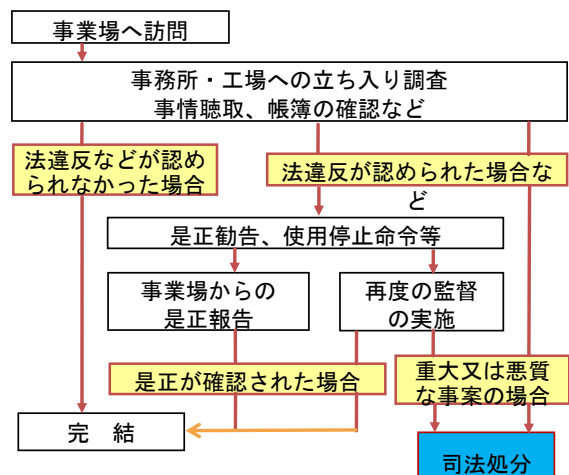
昨年度は5,745事業場に対し監督を実施。その内3,521事業場(61.3%)で違反があった。内訳は、労働時間に関する違反が最も多く1,200件以上。割増賃金に関する違反も800件以上あり、賃金台帳や労働条件明示等に関する違反もあった。安全措置の違反も多く約800件で、健康診断や衛生管理者、安全衛生委員会等に関する違反もあった。

今年度の労働基準監督行政の重点事項等

昨年度の監督指導結果を反映し、労働時間や割増賃金、安全措置等を重点とするため、労使協定

(36協定)による時間外労働や、安全・衛生委員会の設置・対策等を実施していただきたい。メンタルヘルスや職場パワハラにも重点を置く。「心の健康づくり計画」やパワハラの予防・解決に向けたガイドラインの策定から周知啓発、相談窓口の設置等の対策に取り組んでいただきたい。

一般的な監督指導の流れ



講演終了後、労務委員ほかと講師でさらに質疑応答や意見交換を行った。(文責 事務局)